

銚田・大洗広域事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 職員の職務に専念する義務の特例については、銚田市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年銚田市条例第31号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。